

ハローワークからのお知らせ (8・9面)

1. 新規学校卒業者対象求人受理説明会の開催について

去る5月31日(月)に、平成17年3月新規学校卒業者予定者に対する「求人受理説明会」が開催されました。今年は昨年に比べ、巷では緩やかなる景気の改善傾向の話も聞かれるようになり、会議当日の出席事業所数は80社を超え、昨年に比べ活気に溢れた説明会となりました。

今年度の「申し合わせ」事項は、求人受理及び推薦・選考時期等 家庭訪問の取扱 学校訪問の取扱 文書募集の取扱 応募書類の取扱 採用選考 選考の通知 就業開始日などの詳細な説明が行われました。

なお、今年度の求人申込み等の手続きについては、下記一覧のとおりです。

求人申込み等手続き一覧

学校		中学校	高等学校	職業能力開発校 (産業技術専門学校)	大学・短大・高専・ 専修学校	
求人 ・ 申込 求人 連絡等	求人票	中卒用求人票	高卒用求人票	学院用求人票 (他県へは一般求人票)	大卒用求人票	
	求人申込開始時期	6月20日以降		1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	3月1日以降	
	申込先	求人者管轄ハローワーク			各産業技術専門学校 (他県へはハローワークへ)	ハローワーク及び各大学
	作成要領	職種別に作成				職種別で作成
	提出部数	1部	1部	1部	1部	
	求人連絡	7月1日以降 各ハローワークが行う	7月1日以降 各事業所が連絡する	6月20日以降 (他県へはハローワークが)		
	推薦(紹介)	1月1日以降 各ハローワークが行う	9月5日以降 応募書類を学 校から企業に送付	1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	7月1日以降 各校にて自主的決 定	
応募書類	全国统一応募書類 上記以外の求人者独自の用紙は、一切認められません。	全国统一応募書類	学院用応募書類	各大学の所定の様式市販履歴書及 び大学等証明書		
選考開始日	1月1日以降	9月16日以降	1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	採用内定は10月1日以降		
採 否 通 知	選考後はできるだけ速やかに採否を決定					
	採否結果通知書は、事業所管 轄安定所及び求職者の管轄安 定所へ送付、不採用者の応募 書類は、求職者の管轄安定所 へ送付する。	採否結果の通知は、学校及び 受験生に各1通作成し、学校 へ送付、不採用の場合は、そ の理由を具体的に明記し応募 書類とともに学校に送付する。				

高卒用求人についてはフロッピーによる求人受理も可
(<http://job.koukou.gakusei.go.jp>)にアクセスし、求人データの入力フォームをダウンロードして使用)

2. 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告について

事業主の皆様には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「高齢者等の雇用の安定に関する法律」、「職業安定法施行規則第34条」に基づき、毎年6月1日付現在における障害者・高齢者・外国人の雇用状況について、所轄安定所に報告することが義務付けられています。(但し、外国人雇用状況報告にあっては努力義務)

なお、各雇用状況報告書の提出の際には、下記にご留意のうえ報告願います。

障害者の雇用率は、1.8%(一定の特殊法人については2.1%)となっておりますが、本年6月1日現在の雇用状況報告より、除外率について、全ての業種で10%づつ引き下げられることになりました。(左表のとおり)

なお、障害者雇用率未達成企業におかれましては、今後とも障害者雇用率の達成に努められますよう、引き続き雇用のご協力をお願いいたします。

高齢法では、高齢者の雇用の確保について、60歳を下回る定年を定めることを禁じており、また「定年の定めをしている事業主は、当該定年の引き上げ、継続雇用制度の導入又は改善、その他、高齢者の65歳までの安定した雇用確保を図るために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」旨の努力義務を規定しています。